

工事費内訳書への記載事項の追加について（お知らせ）

令和8年7月 福岡市財政局

1 法律の改正

現在、工事の入札においては、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出いただいておりますが、入札契約適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）が改正され、材料費や労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

<内訳書に記載する項目（5項目）> ※ 詳細は、別紙1を参照してください。

材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金

2 適用時期

令和8年8月1日以降に、入札公告・指名通知を行う案件から適用します。

3 記載方法

これまでの内訳書に材料費等を追記する、これまでの内訳書に材料費等を記載した別紙を添付するなど、必要項目が記載されていれば記載方法は自由です。

※ 下記の参考様式を参照してください。

別紙2：内訳書と別に記載する場合の参考様式

別紙3：土木工事の参考様式

別紙4：建築工事・設備工事の参考様式

別紙5：プラント工事の参考様式

別紙6：小規模工事の参考様式

4 各入札における取扱いについて

当面の間、材料費等について記載に不備があった場合でも、入札を無効とすることはありません。

【問い合わせ先】

- ・各入札における工事費内訳書の取扱いについて 財政局契約課（711-4184・4182）
- ・工事費内訳書の記載内容について 財政局技術監理課（711-4844）

内訳書に記載する 5 項目の経費について

- 各経費の概要は、以下の表のとおりです。
- 記載に当たっては、次ページ以降のQ&Aや、国の労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（以下「ガイドライン」という。）などを参考にしてください。

経 費	記載（計上）する経費の内容	Q&A	参考 ページ
材 料 費	直接工事費のうち主要な材料費（例えば、コンクリート、鋼材、機器など）を中心に計上してください。	Q 8～10	P 4
労 務 費	直接工事費のうち積上げ可能な労務費（歩掛、施工パッケージ型積算方式等で積算されるもの）を中心に計上してください。	Q 8～11	P 4
法定福利費の 事業主負担額	現場労働者の健康保険料などに係る法定の事業主負担額を記載してください。	Q12	P 4
建退共制度の掛金	建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合に必要金額を記載してください。 対象者がいない場合は、「―」と記載してください。	Q13	P 4
安全衛生経費	工事に当たって必要となる安全衛生経費を記載してください。	Q14	P 5

※ 内訳書が複数に分かれている場合は、合計した工事費に対して経費を記載してください。

内訳書に記載する5項目の経費に関するQ & A

Q 1 新たに記載が必要となる経費は何ですか。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び国土交通省令により、次の経費の記載が必要とされています。

①材料費、②労務費、③法定福利費（事業者負担分）、④建退共掛金、⑤安全衛生費

Q 2 なぜ材料費等を記載する必要があるのですか。

建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止対策の一環として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されました。

この改正により、建設業者に公共工事の入札の際に材料費等を記載した工事内訳書の提出が義務化されたため、材料費等の記載が必要になりました。

Q 3 福岡市が指定する様式で提出しなければいけませんか。

様式は参考としてお示ししていますので、必要事項が記載されていれば、任意の様式で提出いただいて構いません。

Q 4 いくらで記載すればよいですか。算出方法は。

前ページやこのQ & A、ガイドラインなどを参考に、貴社が見積もる金額を記載してください。

Q 5 該当がない経費はどう記載すればよいですか。

該当がない経費は空欄とせず、「―」と記載してください。

Q 6 材料費等の記載のない工事費内訳書を入札書提出時に提出した場合、入札が無効になりますか。

当分の間は、入札を無効とすることはありません。

取扱いが変更となる場合には、改めてお知らせします。

Q 7 記載した材料費等の金額次第で入札が無効になりますか。

入札を無効とすることはありません。

Q 8 材料費、労務費等で、全ては計上できないときはどうすればよいですか。

材料費、労務費等の一部のみ計上される場合は、摘要欄などに「一部のみ計上」と記載してください。

Q 9 材料費や労務費を分けられない単価で積算している場合は、どのように計上すればよいですか。

市場単価方式や標準単価方式、その他の物価本掲載の価格など、材料費や労務費を分けられない単価などで積算した際の材料費等は計上の必要はありません。

これらの方式で積算された場合、摘要欄などに「算定不能」、「一部のみ計上」と記載してください。

Q10 材料費及び労務費には、共通仮設費に含むものも計上してよいですか。

材料費、労務費の欄には直接工事費に係るもののみ計上してください。
共通仮設費など間接工事費に係るものを計上する場合は、摘要欄や欄外などに間接工事費の種類、材料費などに区分するなどして記載してください。
(ガイドラインP51 Q2-11もご参照ください。)

Q11 労務費の範囲を教えてください。

労務費の範囲は、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとしており、以下の①から④が該当します。

- ①基本給相当額（基本給、出来高給）
 - ②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当
（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）
 - ③臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）
 - ④実物給与（通勤用定期、食事の支給）
- (ガイドラインP50 Q2-3もご参照ください。)

Q12 健康保険料などの法定福利費にはどのようなものがありますか。

工事現場に従事する労働者に関する以下の保険料や拠出金です。

- ・労災保険料
- ・雇用保険料
- ・健康保険料
- ・介護保険料
- ・厚生年金保険料
- ・子ども・子育て拠出金

※ これらの保険料や拠出金の概要は、厚生労働省など所管官庁のホームページなどをご確認ください。

- ・労災保険料、雇用保険料 : 厚生労働省HP
- ・健康保険料、介護保険料 : 協会けんぽHP、共済組合の窓口
- ・厚生年金保険、子ども・子育て拠出金 : 日本年金機構HP

Q13 建退共制度に係る対象の労働者がいない場合と、対象の労働者がいる場合の具体的な内容を教えてください。

- ①建退共制度に係る対象の労働者がいない場合
 - (1)入札参加者と全ての下請け予定業者が建退共制度に加入していない場合
 - (2)入札参加者が建退共制度に加入しているが、当該工事現場に従事する労働者がいない場合
 - ②建退共制度に係る対象の労働者がいる場合
 - (1)下請け予定業者が建退共制度に加入している場合
 - (2)入札参加者が建退共制度に加入しており、当該工事現場に従事する労働者がいる場合
- ※ 建退共制度の概要は、建設業退職金共済事業本部のHPをご確認ください。

Q14 安全衛生経費にはどのようなものが含まれますか。

たとえば、直接工事費に含まれる交通誘導警備員や仮設材、間接工事費に含まれる保安設備や安全訓練研修などがあります。
(土木工事の例をP5に掲載しています。)

内訳書に記載する5項目の経費の解説（ガイドラインより抜粋）

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・ 下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・ 入札参加者及び全ての下請予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小 幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連 壁）
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・ 交通誘導警備員
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲ ート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口 のゲート
間接工事費	共通仮設費	準備費		調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか
		安全費	交通管理に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バ リケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制 表示看板・お願い看板
			監視連絡等に関する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業 指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無 線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動 ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振 手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救 命胴衣
			作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等 の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほ か） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
			警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自 動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置 （ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセン サー等、沈下計、傾斜計
		営繕費		倉庫、材料保管等に要する費用 ・ 火薬庫など
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備
		現場管理費		疾病・衛生対策費 ・ 健康診断（一般・特殊健診） ・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規 入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

入札契約適正化法第12条に基づく入札金額の内訳

商号又は名称	〇〇
--------	----

工事名	〇〇工事
履行場所	福岡市〇〇区〇〇地内

(円)

直接工事費のうち材料費	75,436,000
直接工事費のうち労務費	35,400,000
現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	856,345
現場管理費のうち建退共制度の掛金	120,000
工事原価のうち安全衛生経費	1,256,300

- ・上記の5項目の記載があれば、他の様式でも構いません。
- ・積上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用しているため算出が困難な場合は、「算出不能」「一部のみ計上」など、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「－」と記載してください。

工事費内訳書

所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

工事名	
履行場所	

(円)

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
A	直接工事費				式	┃			
	うち材料費				式	┃			
	うち労務費				式	┃			
B	共通仮設費				式	┃			
C	現場管理費				式	┃			
	うち法定福利費の事業主負担額				式	┃			
	うち建退共制度の掛金				式	┃			
D	工事原価 (A+B+C)				式	┃			
	うち安全衛生経費				式	┃			
E	一般管理費等				式	┃			
F	工事価格(D+E)				式	┃			

- ・工事価格と入札金額は同額となります。見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

- ・積上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用しているため算出が困難な場合は、「算出不能」「一部のみ計上」など、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「－」と記載してください。

工事費内訳書

所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

工事名	
履行場所	

(円)

種目	科目	中科目	単位	数量	単価	金額	摘要
A	直接工事費		式	┃			
	うち材料費		式	┃			
	うち労務費		式	┃			
B	共通仮設費		式	┃			
C	現場管理費		式	┃			
	うち建退共制度の掛金		式	┃			
D	工事原価 (A+B+C)		式	┃			
	うち法定福利費の事業主負担額		式	┃			
	うち安全衛生経費		式	┃			
E	一般管理費等		式	┃			
F	工事価格 (D+E)		式	┃			

- ・工事価格と入札金額は同額となります。見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

- ・積上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用しているため算出が困難な場合は、「算出不能」「一部のみ計上」など、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「－」と記載してください。

工事費内訳書

所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

工事名	
履行場所	

(円)

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
A	機器費等※							
B	直接工事費			式	1			
	うち材料費			式	1			
	うち労務費			式	1			
C	共通仮設費			式	1			
D	現場管理費			式	1			
	うち建退共制度の掛金			式	1			
E	据付間接費			式	1			
F	設計技術費			式	1			
G	工事原価 (A+B+C+D+E+F)			式	1			
	うち法定福利費の事業主負担額			式	1			
	うち安全衛生経費			式	1			
H	一般管理費等			式	1			
I	工事価格 (G+H)			式	1			

・工事価格と入札金額は同額となります。見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

※機器費等(A)は、直接工事費(B)に含まない材料費（工場製作の機器など）等です。

- ・積上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用しているため算出が困難な場合は、「算出不能」「一部のみ計上」など、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「－」と記載してください。

工事費内訳書

所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

工事名	
履行場所	

(円)

名称	数量	単位	金額	摘要
A 直接工事費	┃	式		
うち材料費	┃	式		
うち労務費	┃	式		
B 共通仮設費	┃	式		
C 現場管理費	┃	式		
うち建退共制度の掛金	┃	式		
D 工事原価 (A+B+C)	┃	式		
うち法定福利費の事業主負担額	┃	式		
うち安全衛生経費	┃	式		
E 一般管理費等	┃	式		
F 工事価格(D+E)	┃	式		

- ・工事価格と入札金額は同額となります。見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

- ・積上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用しているため算出が困難な場合は、「算出不能」「一部のみ計上」など、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「－」と記載してください。